

# 一関市長定例記者会見

日時：令和3年6月23日（水）

午前11時から12時まで

場所：特別会議室

## ○市長発表事項

64歳以下の新型コロナワクチン接種について

## ○その他

## 64歳以下の新型コロナワクチン接種について

市は、64歳から12歳の人を対象としたワクチン接種について、次の計画により実施します。  
また、65歳以上の高齢者接種において構築していた平泉町との共同接種体制を拡大し、一関市と平泉町が一体となってワクチン接種を進めます。

### 1 64歳以下の人のワクチン接種の進め方

国が定める接種順位に加え、**市独自の接種順位**を定めるとともに、円滑に接種が行えるよう**年齢を区切って段階的に接種を進めていきます。**

接種は11月末の終了を目標に取り組みます。

ただし、今後の国からの指示やワクチン供給量等により変更となる場合があります。

### 2 接種対象者

【対象人数】 62,173人 (R3.4.1現在)

【優先接種】 ①基礎疾患を有する人 } ※詳しくは添付資料を参照してください。  
②高齢者施設等従事者 }

③居宅サービス事業所・訪問系サービス事業所等従事者 **市独自**

④保育施設等従事者（保育所、幼稚園、こども園、特別支援学校） **市独自**

### 3 接種券の発送と予約開始日

接種券は、年齢順で3段階に区切って発送します。

予約は、接種券発送年齢区分ごとに、基礎疾患がある人の優先予約期間を1週間程度設けた後、基礎疾患がない人の予約を受け付けます。

区分	64～50歳	49～30歳	29～18歳	17～12歳
対象人数	22,745人	23,965人	9,509人	5,954人
接種券発送時期	7月上旬	7月中旬	7月下旬	
予約開始日 (予定)	基礎疾患あり	7月12日(月)	7月26日(月)	8月6日(金)
	基礎疾患なし	7月18日(日)	7月30日(金)	8月10日(火)

ファイザー社製ワクチンの供給量等を踏まえつつ対応

#### 4 接種体制

集団接種を中心に、基礎疾患のある人などがかかりつけ医で接種できる個別接種を併用した体制で接種を行います。

集団接種は、全体の接種を速やかに進めるとともに、働く世代の接種機会を確保するため、西地区の夜間救急当番医の医療スタッフにご協力いただき、平日の夜間にも実施します。（西地区の夜間救急当番医は、当面の間、休止します。）

接種体制	集団接種		個別接種
接種場所	一関市総合体育館（ユードーム）		市内 51 カ所の医療機関
接種日時	平日夜間	週末	各医療機関の定める日時
	18 時半～20 時半	土曜日 14 時～17 時 日曜日 9 時～12 時 13 時～16 時	
接種開始日	7 月 5 日（月） （優先接種②③④から）	7 月 17 日（土） （優先接種①から）	7 月 12 日（月） （優先接種①から）
使用するワクチン（予定）	武田／モデルナ社製		ファイザー社製

※平泉町との共同接種体制については、これまでの個別接種に加え、集団接種も対象とします。

#### 5 予約方法

- (1) 24 時間予約ができるインターネットでの予約を推奨します。
- (2) 予約枠を十分に用意し、長い期間で予約を受け付けます。
- (3) 集団接種は、インターネット・コールセンターで予約を受け付けます。
- (4) 個別接種は、各医療機関またはインターネット・コールセンターで予約を受け付けます。
- (5) 市から接種場所・日時を指定されることを希望する人は、接種券に同封する申込はがきを市に返信していただきます。

#### 6 接種場所への移動支援

障がい者福祉乗車券の交付を受けている人を対象に「タクシー・バス乗車券」

（1 回 1,000 円分×4 枚）を交付し、ワクチン接種場所までの移動を支援します。

問い合わせ先 一関保健センター内  
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田 13 番地 1  
保健福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 室長 松田京士  
電話：(0191)21 - 2160 FAX：(0191)21 - 4656  
メールアドレス：vaccine@city.ichinoseki.iwate.jp

## 接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者について

## 1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

## 2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

\* BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

資料出典：令和3年5月25日 厚生労働省  
「第6回新型コロナウイルスワクチンの  
接種体制確保に係る自治体向け説明会」

## 接種順位の考え方

★更新★

## 3 高齢者施設等の従事者の接種順位について(続き)

(3) 対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

- 介護保険施設
  - ・ 介護老人福祉施設
  - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
- 居住系介護サービス
  - ・ 特定施設入居者生活介護
  - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ・ 認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
  - ・ 養護老人ホーム
  - ・ 軽費老人ホーム
  - ・ 有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅
- 生活保護法による保護施設
  - ・ 救護施設
  - ・ 更生施設
  - ・ 宿所提供施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
  - ・ 障害者支援施設
  - ・ 共同生活援助事業所
  - ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
  - ・ 福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
  - ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
  - ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
  - ・ 生活困窮者一時宿泊施設
  - ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
  - ・ 生活支援ハウス
  - ・ 婦人保護施設
  - ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）
  - ・ 更生保護施設

資料出典：令和3年2月17日 厚生労働省  
「第3回新型コロナウイルスワクチンの  
接種体制確保に係る自治体向け説明会」